

資料

リスク
アセスメント

第3回 リスクアセスメント 手順2

法や規格の中にあまり耳慣れない役職が出てきますが、それらについてまずはご説明しましょう。

◇ 総括安全衛生管理者 ◇

一定の規模以上の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させる。

(職務)

- ア：労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- イ：労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ウ：健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- エ：労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること
- オ：その他労働災害を防止するため必要な業務

◇ 安全管理者 ◇

一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させること。

(職務)

- ア：建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
- イ：安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検
- ウ：作業の安全についての教育及び訓練
- エ：発生した災害原因の調査及び対策の検討
- オ：消防及び避難の訓練
- カ：作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- キ：安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録など。

◇ 衛生管理者 ◇

一定の規模及び業種の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させること。

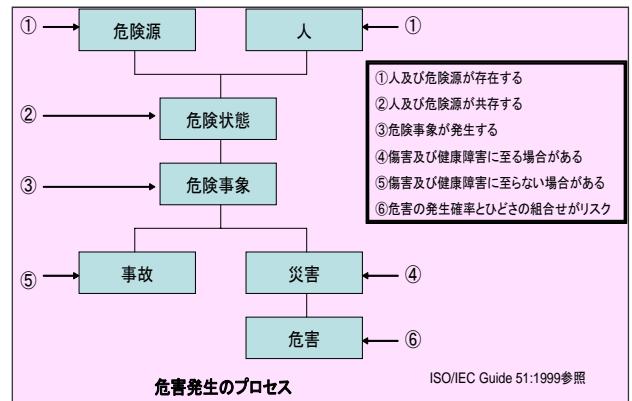
(職務)

- ア：健康に異常のある者の発見及び措置
- イ：作業環境の衛生上の調査
- ウ：作業条件、施設等の衛生上の改善
- エ：労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- オ：衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- カ：労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成

キ：衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など。少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

手順2 危険源の特定

◇ 危険源とは



◇ 危険源特定の具体的手順

- 1) 検討単位の決定

事前準備で決めた「対象とする設備・作業」に対して、工程又は作業現場エリアを一度に検討可能な(実施者全員の共通理解が得易い)程度に細分化し、「検討単位」を決定する。
- 2) 危険源の特定(狭義の危険源:危険状態、危険事象は含まない)

「検討単位」毎に、この設備・作業では、どのような危険源が存在するかを危険源チェックリストを活用して、特定する。

※<例>大きなエネルギーを持つ可動機械類、高所作業(位置のエネルギー)、各種化学物質等を特定。電気、空気、蒸気等の使用動力源のエネルギーの大きさ、扱う物質が保有するエネルギー又は有害性等に着目して特定。
- 3) リスクにさらされる人の特定

対象作業エリアに立ち入る全ての人を対象とする。

※<例>定常的な作業に関わる作業員、補助的作業にかかわる作業員(保全作業員、清掃作業員等)請負業者、その他一時的に立ち入る者(技術者・管理者、事務員、実習生、見学者等)